

# 一般社団法人日本家具保証協会定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本家具保証協会と称し、英文では、The Assurance System of Furniture Industry in Japan Association Inc. とする。

(事務所)

第2条 本法人の主たる事務所は、東京都江東区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、主として施設用家具備品、部材の受注生産及び施工工事を営む事業者等の品質及び安全の追求並びに環境への配慮に関する事業の信頼と責任を精究し、供給者の社会的責任体制の確立及び地位の向上に努めるとともに、需要者、国民の利益の保護及び社会に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 事業者信用及び保証体制の審査検定をする品質認証事業
- (2) 物品及び事業者の環境適合を証明する環境配慮事業
- (3) 協会規準及びメソッド等の企画開発事業
- (4) 技術養成及び能力向上等の技術指導事業
- (5) 施設、機関及びイベント等の視察研修事業
- (6) 情報媒体及び図書刊行等の編集出版事業
- (7) 本法人諸事業の普及啓発事業
- (8) 連携団体等相互の連携支援事業
- (9) 奨励者及び功労者への表彰顕彰事業
- (10) 関係官庁機関及び団体等からの受託事業
- (11) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会 員

(種別)

第5条 本法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員

本法人の目的に賛同し、入会した者

(2) 協賛会員

本法人の目的に賛同し、事業に協賛するために入会した者

(3) 名誉会員

本法人に功労のあった者又は学識経験者である者等社員総会で推薦された者

(入会)

第6条 正会員又は協賛会員として入会しようとする者は、次の手続きを経て正会員又は協賛会員になる。

(1) 所定の入会申込書により、申し込むものとする。

(2) 前号の申込みがあった場合は、理事会の承認又は理事会が定めた条件を満たしたとき入会を認める。

2 入会を認めない場合は、速やかに、その理由を付した書面をもって申込者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会で定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 協賛会員は、社員総会において別に定める協賛会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議により除名することができる。

(1) 本定款に違反したとき。

(2) 本法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により除名しようとする場合は、理事会の決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 会費を継続して2年以上納入しなかったとき。

(2) 第8条の退会届が提出されたとき、第9条による除名になったとき。

(3) 死亡、失踪宣告を受けたとき又は廃業、転業若しくは解散、消滅したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員資格喪失にあたって、本法人にすでに納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。ただし、事前に特別な事情があると認めた場合は、この限りではない。

## 第4章 社員総会

(種類等)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにそれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 入会金及び会費の額

(7) 解散における残余財産の処分

(8) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡

(9) その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 基本財産の処分の承認

(11) その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定める事項

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第15条 社員総会は、主たる事務所の所在地で開催する。

2 前項の定めにかかわらず、特別の事由がある場合は、理事会の決議を経て社員総会を主たる事務所の所在地以外で開催することができる。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前に通知しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1つとする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (6) 基本財産の処分
- (7) その他法令又は本定款で定める重要な事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、当該正会員又は代理人は社員総会ごとに代理権を証明する書類を提出しなければならない。

3 前2項の規定により、表決した正会員は、第19条第1項の適用に関し、社員総会に出席したものとみなす。

(決議・報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、次の事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長

及び出席した理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合はその数を付記する。）

(3) 議事の経過の概要及び議決の結果

(4) その他一般法人法施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項

(社員総会運営の規定)

第23条 社員総会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、社員総会において定める規定による。

## 第5章 役員及び会計監査人等

(役員の設定)

第24条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5人以上15人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を代表理事とする。ただし本法人における運用上の呼称は理事長とする。

3 代表理事以外の理事のうち、若干名を副代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事選任において、当該理事及びその配偶者又は三親等以内の親族の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び本定款の定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、それぞれの前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第24条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には任期満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、次の各号の一に該当する場合は、社員総会の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の障害及び長期療養を要する健康上の理由により、職務の遂行に堪えられないとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 理事及び監事の解任は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては社員総会において別に定める総額の範囲内において社員総会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

(名誉職)

第31条 本法人に、第24条に定める役員とは別に次の役職を置くことができる。

- (1) 会長
- (2) 顧問
- (3) 参与
- 2 会長は、本法人の象徴的な役職として、創始者又は中興に功績があった者等本法人に多大な功労者をもってあてることとし、該当者がいない場合は、空職とし、その任期は終身とする。
- 3 顧問は、学識経験者又は本法人理事を長年歴任し、特に功績があった者を対象とし、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 参与は、本法人又は本法人の前身団体の事業の執行者として特に功労のあった者で、代表理事が指名し、理事会で同意を得た者とする。
- 5 会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べるることができる。

(取引の制限)

第32条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会においてその取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本法人との取引
- (3) 本法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なくその取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第33条 本法人は、理事又は監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任について法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 本法人は、理事、監事との間で、前項の賠償責任について法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上で本法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第6章 理 事 会

(構成)

第34条 本法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、本定款に別に定める事項のほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職
- (4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額な借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第34条の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第36条 通常理事会は、毎年定期に、年2回開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から、一般法人法第100条に規定する場合において必要があると認めて代表理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第37条 理事会は、その目的たる事項を定めて代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第2項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事及び監事の全員の同意があったときは、招集の手続きを経ることなく理事会を

開催することができる。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれにあたる。

(決議)

第 39 条 理事会における決議は、第 38 条第 1 項の規定によって定められた事項とする。

2 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 40 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合においてその提案について決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りではない。

(報告の省略)

第 41 条 理事、監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 91 条第 2 項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事は、次の事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事が記名押印又は電子署名する。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者の氏名

(3) 議事の経過の概要及び議決の結果

(4) 議事録の署名若しくは記名押印又は電子署名

(5) その他の一般法人法施行規則第 15 条第 3 項及び第 4 項に定める事項

2 議事録は、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

(理事会の運営)

第 43 条 理事会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営の規定による。

## 第 7 章 基 金

(基金の拠出)

第 44 条 本法人は、会員又は第三者に対して、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第 45 条 基金の募集、割当て及び払い込み等の手続きは、理事会が別に定める基金取り扱いの規定によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 46 条 基金の拠出者は、前条の基金取り扱い規定で定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続き)

第 47 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第 48 条 基金の返還をするため、返還する基金に相当する金額を代替基金として計上するものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第8章 資 産

(資産の構成)

第49条 本法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(管理)

第50条 本法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、社員総会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(基本財産)

第51条 本法人は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産を別に定めることができる。

- 2 前項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、本法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

## 第9章 会 計

(事業年度)

第52条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 本法人は、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が次の書類を作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

- 2 前項の書類は、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(予備費)

第54条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の決議を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第55条 本法人の事業報告、決算に関する書類は、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号の書



類は、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般法人法施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項記載の各書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、定款、社員名簿と共に「一般の閲覧」に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不分配)

第 56 条 本法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 10 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 57 条 本定款は、社員総会において総正会員の半数以上の出席があつて、出席した総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数による決議によって変更することができる。

2 本法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併)

第 58 条 本法人は、社員総会における総正会員の半数以上であつて、総正会員の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部を譲渡することができる。

(解散)

第 59 条 本法人は、一般法人法第 148 条第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会における、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第 60 条 本法人が解散により清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 11 章 委員会

(委員会)

第 61 条 本法人の事業を推進するために次の委員会を設置する。

(1) 理事会が決議した事業を補完、代行する執行委員会

(2) 通常の事業を円滑に推進するため必要とする常設委員会

(3) 特別な事項で代表理事が必要とする特別委員会

2 理事会は、その決議により前項記載の委員会とは別の委員会を設置することができる。

3 各委員会の組織・運営等に関する事項は、本定款に定めるもののほか、理事会で定める。

## 第 12 章 事務局

(事務局の設置)

第 62 条 本法人に、通常の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要な職員を置く。

(職員の任免)

第 63 条 事務局職員の任免は、代表理事が行う。ただし、事務局長等重要な役職員の任免については理事会の承認を得るものとする。

(組織及び運営)

第 64 条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

(ブロック及び支部の設置)

第 65 条 本法人に、地域性の強い事業及び地方の事情を考慮し、ブロック又は支部を設けることができるものとする。

(1) ブロックは、複数県にまたがり、15 者以上の会員がいる場合

(2) 支部は、1 道府県で 10 者以上の会員がいる場合

### 第 13 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 66 条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開の規定による。

(個人情報の保護)

第 67 条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとし、別に定める情報公開の規定により行う。

### 第 14 章 公告の方法

(公告の方法)

第 68 条 本法人の公告は官報に掲載する方法より行う。

### 第 15 章 附 則

(最初の事業年度)

第 69 条 本法人の設立初年度の事業年度は、本法人成立の日（平成 28 年 4 月 28 日）から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員等)

第 70 条 本法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、別表 1 に掲げる者とする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 71 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、別表 2 の通りとする。

(法令の準拠)

第 72 条 本定款に定めがない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

#### 補 則 1

本定款の改正は、平成 28 年 5 月 17 日改正した。(会計監査人の削除)